

2015年8月24日

宮城労働局
局長 土田 浩史 様

宮城県労働組合総連合
議長 安藤 満
仙台市青葉五橋1-5-13 県労連会館
Tel (022) 211-7002 FAX (022) 211-7004

宮城県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

8月7日付宮城労働局一般公示第4号「宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が行われましたので、宮城県労働組合総連合として下記のように異議申し出を行います。

記

今年度の宮城地方最低賃金審議会（以下、審議会）が、宮城地方最低賃金額の改正決定は、中央最低賃金審議会が示した目安通り、16円の引き上げ時間額726円としたことは、最低賃金の決定要素である①生計費②労働者の賃金状況③企業の通常の支払い能力のすべてを鑑みて妥当な決定であったのか疑問を持たざるを得ません。

つきまして下記の点について要請するものです。

(1) 生計費について言えば、時間額726円では、1日8時間、月22日のフルタイムで働いた場合でも月額12万7,776円、年額153万3,312円にしかありません。総務省が発表している消費実態調査では、単身者で月額10万円程度の水準となっているものの、実際にその額での生活は、憲法25条で定められている「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが出来る水準ではないことは明らかであり、実態を考慮した引き上げが必要と考えます。

現在、全国並びに県内の雇用労働者の約4割が非正規雇用であり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアという状況になっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化していることが指摘されており、こうした状況を改善する観点での議論を要請するものです。

(2) 労働者の賃金実態に関わって、宮城県雇用対策課がまとめた平成26年度労働実態調査では、県内企業で働くパート労働者の時給は、平均で893円となっており、前年度の830円を大きく上回る水準になっています。また、2015年春闘結果は、大手企業で2.52%、中小企業では1.83%の賃金引き上げ回答となっています。

このように、県内企業の支払い状況は、現行の最低賃金額を大幅に上回っていること、かつ、春闘における賃金引き上げが行われており、これに見合った最賃額になっていないと考えます。实体经济に乖離する最低賃金額では、最低賃金制度が持つ「最低額の保障」も実質的には形骸化するもの

と言わざるを得ません。

また、この度の最低賃金額の改正決定では、首都圏などとの格差がさらに拡大し、宮城県から都市部へ労働力の流出を招き、震災からの復興にも大きな障害になることが懸念され、その点での再考を要請いたします。

(3) 2010年に政労使で合意した「成長戦略」では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況を配慮しつつ2020年までに全国平均1,000円をめざす」とし、さらに「日本再興戦略」でも、最低賃金の引き上げの重要性が明記されています。このことに対する積極的なアプローチが求められていると考えます。

現在の経済実態は、「個人消費が伸びない」「消費不況」と言われていますが、こうした状況の改善のためには、「所得の引き上げ」による「個人消費の拡大」が「好循環社会実現」のための特效薬であることは、学者・専門家も述べています。

こうした状況を鑑み、最低賃金の性質である「労働者全体の賃金の底上げ」を図り、くらしも経済も立て直す最も重要な施策であるとする観点での議論をいっそう深めていただき、大幅引き上げを行うことを求めるものです。

(4) 長引く不況による中小企業の経営の厳しさも承知しています。そうした状況の中で、政府がこれまで以上に中小企業向け予算を抜本的に増やすことと、並びに最低賃金引き上げのための業務改善助成金の増額、使い勝手のいい制度への改善を図ることは切実に求められていると考えており、政府に対して、こうした点での付帯意見をあげることを要請するものです。

(5) 審議会において、最賃額を決定するに至った議論内容については、議事録の要旨しか公開されておらず、全容が明らかにされていません。審議会は「原則公開」に基づき、次年度の検討事項として、本審、専門部会を全面公開とし、議論内容について県民に明らかにすること。